

常 磐 自 動 車 道

馬 藩 沢 橋 他 2 橋 (鋼 上 部 工) 工 事

特 記 仕 様 書

令和8年9月

東日本高速道路株式会社 東北支社
いわき工事事務所

目 次

	頁
1. 工事概要	1
2. 適用する共通仕様書	1
3. 間接工事費の変更	1
4. カーボンニュートラル推進工事	3
5. 配置技術者について	4
6. 設計業務の資格	4
7. 工事用地等に関する事項	5
8. 関連施設その他との関係	5
9. 作業日及び作業期間に関する事項	7
10. 関連工事に関する事項	8
11. 工程表、履行報告に関する事項	10
12. 工事用道路に関する事項	11
13. 保安に関する事項	13
14. 環境保全に関する事項	16
15. 建設副産物の処理方法に関する事項	17
16. 現場環境改善に関する事項	17
17. 道路構造物点検の実施	17
18. 三者協議会に関する事項	19
19. 設計変更ガイドラインの活用について	19
20. 工事変更等検討会の設置について	19
21. 工事に関する共通事項	19
22. 工事細部に関する事項	24
23. 補足事項	37

添付資料

様式－１	間接工事費計画書の提出について
様式－２	間接工事費増加費用の負担額に関する協議書
様式－２ 別添	変更間接工事費計画書
様式－３	間接工事費増加費用の負担額同意書
様式－４－１	カーボンニュートラル施工計画書
様式－４－２	カーボンニュートラル施工計画書
様式－５	工程表
様式－６	履行報告書
様式－７	工事記録情報 完了届
別添－１	施工確認願（車両後退時の通信方法）
別添－２	常磐自動車道 馬藩沢橋他２橋（鋼上部工）工事 三者協議会協定書(案)

1. 工事概要

1-1 工事名 常磐自動車道 馬藩沢橋他2橋（鋼上部工）工事

1-2 路線名 高速自動車国道常磐自動車道

1-3 工事箇所 (自) 福島県相馬市今田 (STA 455+00)
緯度 37° 46' 30" 経度 140° 54' 00"
(至) 福島県相馬市初野 (STA 509+00)
緯度 37° 49' 20" 経度 140° 52' 30"

1-4 施工内容

橋名、測点、橋長、巾員及び形式

橋 名	測 点	橋 長 (m)	有効巾員 (m)	形 式
宇多川橋 (上り線)	STA. 460+10.00～ STA. 461+35.50	125.50	9.760	鋼3径間連続2主鈑桁橋
馬藩沢橋 (上り線)	STA. 482+21.50～ STA. 484+24.00	202.50	9.760	鋼4径間連続2主鈑桁橋
かやぐらばし (上り線)	STA. 500+2.00～ STA. 501+6.00	104.00	9.810	鋼2径間連続2主鈑桁橋

1-5 施工地域区分

本工事の実施工場所の施工地域区分は以下のとおりである。

【一般交通影響あり（2）】

- ・2車線以上（片側1車線以上）かつ断面交通量が5,000台/日以上に該当しない車道において車線変更を促す規制を行う場合の工事（常時全面通行止めの場合を含む）
- ・市街地部（DID地区及びこれに準ずる地区）が施工場所に含まれない工事

2. 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和8年7月版とする。また、契約書第1条に規定する仕様書に「調査等共通仕様書」を追加し、令和8年7月版を適用するものとする。

3. 間接工事費の変更

3-1 対象となる項目

本工事は間接工事費のうち「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に掲げる費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

(1) 営繕費

労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）

(2) 労務管理費

募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

(3) 上記(1)(2)に関連し発生した間接工事費について、監督員が必要と認めた場合、その費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

3-2 工事費構成内訳書

発注者は、契約単価合意の時（単価協議時）に、本工事の当初積算における共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を工事費構成内訳書にて提示するものとする。

3-3 間接工事費計画書の提出

受注者は、間接工事費の増加費用を請求する予定がある場合は、工期開始の日から14日以内に本特記仕様書3-2「工事費構成内訳書」で示された割合を参考にして、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した間接工事費計画書（様式-1）を作成し、監督員へ提出するものとする。

なお、工期開始の日から14日以内に間接工事費計画書の提出がない場合は、間接工事費の増加費用の請求は行えないものとする。

3-4 間接工事費の増加費用の協議

(1) 受注者は、最終設計変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえた増加費用を請求する場合は、間接工事費増加費用の負担額に関する協議書（様式-2）【変更間接工事費計画書及び実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）】を監督員に提出し協議するものとする。

(2) 監督員は、受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。

(3) 受注者は、間接工事費の増加費用の額について、監督員からの協議書により間接工事費増加費用の負担額同意書（様式-3）を監督員に提出するものとする。なお、協議の開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

3-5 受注者の責めに帰す事由の増加費用

受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

3-6 実績変更対象費に基づく間接工事費の増加費用の算定

実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合の増加費用の算定については、次のとおりとする。

(1) 共通仮設費率分は土木工事積算基準に基づく算出額から、間接工事費計画書（様式-1）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

- (2) 現場管理費は、土木工事積算基準に基づく算出額から、間接工事費計画書（様式－１）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- (3) 間接工事費の増加費用は、一般管理費等の費用を含むものとする。
- (4) 全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

3－7 虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

3－8 疑義

疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

4. カーボンニュートラル推進工事

本工事は、カーボンニュートラルを推進するため、工事受注者が工事の施工にあたりカーボンニュートラルに向けた取り組みを行うことで、インセンティブとして、しゅん功時の請負工事成績評定（以下、「成績評定」という。）での加点評価や、総合評価落札方式（工事实績評価型）における技術評価での加点評価を受けることができる工事である。

4－1 技術評価項目「カーボンニュートラルへの取り組み」の取扱い

- (1) 受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容は、履行義務が生じるものとする。
- (2) 受注者は、上記取り組み内容の詳細をカーボンニュートラル施工計画書（様式－４－２）に記載し、監督員に提出しなければならない。
- (3) 監督員は、受注者から提出されるカーボンニュートラル施工計画書に受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容の詳細が記載されていることを確認するものとする。なお、記載されていない場合は再提出を求めるものとする。

4－2 契約締結後の取り組みの提案

受注者は競争参加申請時に取り組むとした内容の他に更なる取り組みを提案する場合、カーボンニュートラル施工計画書（様式－４－１）に「提案内容」及び「取り組みにより削減される概算CO2排出量」を記載し、監督員に提出するものとする。

4－3 評価対象となる取り組み

本工事において、カーボンニュートラルへの取り組みとして、成績評定において加点評価対象となる取り組みは、以下の（１）～（５）のすべてを満たす取り組みで監督員が認めたものとする。

- (1) 本工事で行い、実施が確認できる取り組み
- (2) 次のいずれかを行う取り組み
- ・ CO2排出量の削減に寄与する取り組み
 - ・ CO2の吸収に寄与する取り組み
 - ・ CO2の発生を低減して製造された資材等を活用した取り組み

- (3) 発注者が費用を計上していない取り組み
- (4) 成績評定で重複して加点評価しない取り組み
- (5) 本工事の安全や目的物の品質に悪影響を与えない取り組み

なお、取り組み内容について、規模・数量・期間は問わないものとする。

4-4 加点評価対象の通知

監督員は、本特記仕様書「4-1」及び「4-2」に基づき提出されたカーボンニュートラル施工計画書の内容を確認し、しゅん功時の成績評定において本特記仕様書「4-3」に示す加点評価対象となる提案であるのか否かを工事打合簿により受注者へ通知するものとする。

なお、監督員が本特記仕様書「4-2」に基づく受注者の提案を評価対象と認めない場合、受注者はカーボンニュートラル施工計画書の再提出又は取り下げができるものとする。

4-5 履行確認

- (1) 受注者は、カーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みの履行完了報告を土木工事共通仕様書様式第19、20号の「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により監督員に提出するものとする。
- (2) 監督員は、受注者から提出された「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により確認するものとする。

4-6 費用

受注者が提出したカーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みに要する費用は、受注者の負担とする。

5. 配置技術者について

5-1 配置技術者経験及び資格

配置技術者に求める経験及び資格は、当該工事の入札公告（説明書）に示すとおりとする。

5-2 特例監理技術者の兼務について

共通仕様書1-7-3「現場代理人等の配置」（4）に規定する特例監理技術者が兼務できる工事は以下に示す市町村の範囲とする。

1) 対象範囲

常磐自動車道 いわき勿来ICから山元ICを通過する市町村及び隣接する市町村

6. 設計業務の資格

設計業務の資格要件について、共通仕様書1-18-1「設計管理技術者及び照査技術者」によらず、次の各号によるものとする。

(1) 管理技術者

管理技術者は受注者に属し、本調達案件の入札公告（説明書）に示すものを配置しなければならない。

(2) 照査技術者

照査技術者は、受注者に属し、本調達案件の入札公告（説明書）に示すものを配置しなければ

ばならない。

7. 工事用地等に関する事項

7-1 工事用地等の確保

契約書第16条第1項の「工事用地等」及びそれぞれの使用可能時期（用地の確保が完了する時期）は下表のとおりである。

受注者は使用可能期間前に当該工事用地等を使用してはならない。

(1) 工事用道路

対象箇所	所在地	面積	使用可能期間	備考
工事用道路1	相馬市今田字久保 151番地の1 他4筆	約3,400㎡	工事期間中	南相馬-46 函渠付近
宇多川橋 工事用道路	相馬市山上字明神 3番地の4 他2筆	約760㎡	工事期間中	STA. 460+20 付近 (宇多川橋)
工事用道路2	相馬市山上字広瀬 70番地の1 他2筆	約140㎡	工事期間中	STA. 461+40 付近 (宇多川橋付近)
工事用道路4	相馬市栗津三斗蒔 6番地の5 他2筆	約630㎡	工事期間中	STA. 471+60 付近
工事用道路5-1	相馬市小野字信田 122番地 他1筆	約250㎡	工事期間中	STA. 471+80付近 (馬藩沢橋)
工事用道路5-2	相馬市小野字馬番沢 1番地の4 他19筆	約6,200㎡	工事期間中	STA. 483+00付近 (馬藩沢橋)
工事用道路6	相馬市小野字信田 79番地の1 他2筆	約1,300㎡	工事期間中	STA. 486+20付近 (信田橋)
工事用道路9	相馬市黒木字宿仙木 657番地の4 他4筆	約2,000㎡	工事期間中	STA. 494+40 付近
かやぐらばし A1橋台～P1橋脚間	相馬市初野字南萱倉 141番地の1 他2筆	約2,200㎡	工事期間中	STA. 500+51付近 (かやぐらばし)
工事用道路10	相馬市初野字栗原 288番地の1 他7筆	約2,200㎡	工事期間中	STA. 508+40付近

受注者は工事用地等の使用が完了した際には、速やかに監督員に報告し、後片付け等の完了確認を受けるものとする。

8. 関連施設その他との関係

共通仕様書1-10「関係官公署及び関係会社への手続き」に示す本工事に関連する主な施設及び管理者は、次のとおりとする。

(1) 道路・鉄道関係

位置	路線名	管理者名	摘要
STA. 461+20付近 STA. 500+10付近 STA. 500+90付近	国道115号 法定外道路 市道山上初野線	福島県相双建設事務所 相馬市 相馬市	宇多川橋A2橋台付近：交差 かやぐらばしA1橋台付近：交差 かやぐらばしA2橋台付近：交差

(2) 規制関係

道路及び位置	管理者名	摘要
国道 1 1 5 号	福島県相馬警察署	交通規制
市道山上初野線		

(3) 河川・水路関係

位置	河川・水路名	管理者名	摘要
STA. 460+18付近	二級河川宇多川	福島県相双建設事務所	宇多川橋A1橋台からP2橋脚 ※ 1
STA. 483+20付近	馬藩沢ため池	馬藩沢水利組合	馬藩沢橋P1橋脚からP2橋脚
STA. 500+60付近	二級河川小泉川	福島県相双建設事務所	かやぐらばしP1橋脚
STA. 501+10付近	水路	相馬市	かやぐらばし施工ヤード

※ 1. 宇多川橋の仮締切工および仮締切内からの架設作業の施工時期は非出水期（1 1 月～5 月）とする。

(4) 電力、通信施設関係

位置	路線・施設名	管理者名	摘要
国道115号	架空線及び電柱 (山岸21-1)	NTT東日本(株)	移設（令和8年度に 他工事にて実施予定）
	架空線及び電柱 (山岸22)		
	架空線及び電柱 (山岸線20)	東北電力ネットワーク(株)	移設（令和8年度に 他工事にて実施予定）
馬藩沢橋P1～A2間上空	高圧電線（6 6 kV）	東北電力ネットワーク(株)	近接施工
市道中部353号線	架空線（初野18）	NTT東日本(株)	移設（令和8年度に 他工事にて実施予定）
	埋設ケーブル及び電柱 (初野線 3 6 南 6)	東北電力ネットワーク(株)	移設（令和8年度に 他工事にて実施予定）

上記の移設（仮移設を含む）の協議は発注者が行う。上記対象箇所の着手 3 箇月前には監督員に詳細な施工計画書を提出するものとする。

ただし、受注者の施工上の理由から再移設を行う場合は、受注者の負担で行うものとする。

なお、この場合、事前に再移設計画を監督員宛に提出し、確認を得るものとする。

(5) ガス、水道施設関係

位置	路線・施設名	管理者名	摘要
STA. 461+25付近 (宇多川橋近傍)	国道 1 1 5 号	相馬地方広域水道企業 団	VP φ 30 (埋設)
STA. 484+78付近 (工事用道路5-1)	市道中部 3 5 6 号線		VP φ 150 (埋設)
			DIP φ 300 (埋設)
STA. 507+80付近 (工事用道路10)	市道中部 3 5 2 号線	そうま土地改良区	SP φ 1200 (埋設)

(6) その他

受注者は、上記以外の本工事に関係する施設等を発見したときは、監督員に通知し、監督員の指示に従わなければならない。

9. 作業日及び作業期間に関する事項

9-1 作業抑制期間

共通仕様書 1-1-3 「作業日」の規定による他、下表に示す期間は原則として、高速道路上の交通規制を伴う作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、理由を付した書面を監督員に提出し、確認を得なければならない。

期間	日数	区間	摘要
毎年 4 月下旬～5 月上旬	約 1 0 日間	相馬 I C～新地 I C	ゴールデンウィーク
毎年 8 月上旬～8 月中旬	約 1 0 日間		夏季混雑期
毎年 1 2 月下旬～1 月上旬	約 1 0 日間		年末年始

なお、上記に示す期間は標準的なものであるため、別途期間等が確定したら監督員から指示するものとする。

9-2 一般道の通行止め

下表に示すとおり、道路管理者との協議に基づき一般道において交通規制及び通行止めを予定している。また、交通規制及び通行止めの時期、時間帯及び回数は現時点における予定であり、変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとし、受注者はこれに従わなければならない。なお、一般道の交通規制及び通行止めに必要な費用は、諸経費に含むものとする。

(1) 通行止め

道路名	時期	回数	通行止め 可能時間帯	摘要
国道 1 1 5 号	工事期間中（作業可能日は共通仕様書 1-1-3 に記載の通りとする）	1 回	20:00～6:00	桁架設 (宇多川橋)
市道山上初野線	工事期間中（作業可能日は共通仕様書 1-1-3 に記載の通りとする）	2 回	20:00～6:00	桁架設 (かやぐらばし)
法定外道路	工事期間中	—	終日	馬藩沢橋 かやぐらばし

9-3 余裕期間

本工事は、共通仕様書 1-12「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間内（工事着手期限までの間）で、受注者が工事の始期を任意に設定することができる。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、受注者が設定した工事の始期までに、「工事打合簿」にて監督員に着工日を通知した上で、工事に着手しなければならない。

余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から 90 日間（まで）

10. 関連工事に関する事項

10-1 関連工事

契約書第 2 条に規定する当社または他の機関の発注に係る第三者が施工する他の工事は次のとおりとする。

工事名	主な関連事項	予定工期	施行主体	受注者等名
保全工事等の実施に関する年度協定 道路保全工事業務	交通規制調整 工程調整 側道近傍の施工	通年	東日本高速道路(株)	(株)ネクスコ・メンテナンス東北
保全点検業務等の実施に関する年度協定 道路詳細点検業務 施設保全工事業務 施設保全管理業務				(株)ネクスコ・エンジニアリング東北
保全点検業務等の実施に関する年度協定 通信施設保全工事業務				(株)ネクスコ東日本エンジニアリング
常磐自動車道 R7いわき管内 舗装補修工事	交通規制調整	令和7年4月～ 令和9年9月	東日本高速道路(株)	三井住建道路(株)
常磐自動車道 相馬工事	工程調整 施工ヤード	令和7年6月～ 令和11年9月	東日本高速道路(株)	(株)竹中土木
常磐自動車道 大野台希望の橋（鋼上部工）工事	工程調整 施工ヤード	令和8年6月～ 令和12年7月	東日本高速道路(株)	(株)横河ブリッジ

なお、上記に示す工事は現時点での予定であり、追加及び変更が生じた場合は別途監督員から通知するものとする。

10-2 工事着手可能時期

契約書第2条に規定する当社または他の機関の発注に係る第三者が施工する工事区間の工事着手可能時期は次のとおりとする。

工事名	施工箇所	着手可能時期	受注者名
常磐自動車道 相馬工事	宇多川橋 仮締切工	令和9年11月	(株)竹中土木
	宇多川橋 A1橋台～A2橋台	令和10年1月	
	馬藩沢橋 A1橋台～A2橋台	令和10年9月	
	かやぐらばし A1橋台～A2橋台	令和10年11月	

1 1. 工程表及び履行報告に関する事項

1 1-1 工程表

1 1-1-1 工程表

共通仕様書 1-19-2 「工程表の提出」に規定する工程表は様式-6 のとおりとし、記入方法は下記のとおりとする。

- (1) 準備工・後片付けは、工程のみを棒グラフで記入する。
- (2) 準備工・後片付け以外の項目は、工程を棒グラフで記入し、棒グラフの上段に各月ごとに累計計画出来高(%)を記入する。
- (3) 右側摘要部分の目盛に従い計画出来高累計曲線を記入する。
- (4) 工程表に示す項目は次のとおりとする。

工程表の項目	単価表の項目
詳細設計	鋼構造物の詳細設計
鋼構造物の製作	鋼構造物の製作、鋼構造物の防錆
鋼構造物の架設	鋼構造物の輸送、鋼構造物の架設
下部工	コンクリート、型わく、鉄筋
床版工	コンクリート、型わく、鉄筋、P C 鋼材引張
橋面工	コンクリート、型わく、鉄筋
支承及び付属物工	支承、排水装置、橋名板、橋歴板、落橋防止構造、転落防止網、落下物防止柵、はく落防止対策工、表面保護工、伸縮装置
雑工	上記以外

1 1-2 履行報告

共通仕様書 1-19-2 「履行報告」に規定する履行報告は様式-7 及び本特記仕様書 1 1-1-2 「工程表」に示す工程表に下記のとおりに記入し報告するものとする。

- (1) 棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を()で記入する。
- (2) 計画出来高累計曲線に当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。

1 2. 工事用道路に関する事項

1 2-1 工事用道路の指定

共通仕様書 1-2-2-1 「工事用道路の指定」の規定に基づき指定する工事用道路は、「位置図」に示すとおりとし、その路線名、区間、巾員及び延長等は、次のとおりとする。

番号	路線名又は場所	巾 員	用地	使用開始時期	施工者	備 考
1	市道今田中野線	6. 0 m	無償	—	—	既設
2	県道山上赤木線	6. 0 m				
3-1	国道 1 1 5 号	6. 0 m				
3-2	国道 1 1 5 号	1 3. 0 m				
3-3	国道 1 1 5 号	6. 0 m				
4	市道黒木栗津線	5. 0 m				
5	市道笹川天明線	3. 4 m				
6	市道宿仙木線	4. 0 m				
7	法定外道路	—				
8	市道山上初野線	6. 0 m				
9	市道椎木初野線	6. 0 m				
1 0	市道塚部椎木線	9. 6 m				
1 1-1	国道 1 1 3 号	1 3. 0 m				
1 1-2	国道 6 号	7. 0 m				
1 2	国道 6 号	7. 0 m				
1 3	県道相馬港線	1 3. 0 m				
1 4	市道新沼原釜線	6. 0 m				
1 5	幹線臨港道路 1 号線	6. 0 m				
1 6	県道相馬亘理線	6. 0 m				
1 7	工事用道路 1	4. 0 m	借地	本特記仕様書 7-1 による	常磐自動車道 相馬工事	
1 8	宇多川橋工事用道路	5. 0 m				
1 9	工事用道路 2	4. 0 m				
2 0	工事用道路 4	5. 0 m				
2 1	工事用道路 5-1	4. 0 m				
2 2	工事用道路 5-2	4. 0 m				
2 3	工事用道路 6	4. 0 m				
2 4	工事用道路 9	4. 0 m				
2 5	工事用道路 1 0	4. 0 m				

1 2 - 2 工事用道路の使用条件

上記の工事用道路の使用条件は次のとおりとする。

番号	路線名又は場所	資機材搬入出作業 可能時間	土曜日、日曜日及び 祝日の使用及び時間
1	市道今田中野線	指定なし	可
2	県道山上赤木線	指定なし	可
3 - 1	国道 1 1 5 号	指定なし	可
3 - 2	国道 1 1 5 号	指定なし	可
3 - 3	国道 1 1 5 号	指定なし	可
4	市道黒木栗津線	指定なし	可
5	市道笹川天明線	指定なし	可
6	市道宿仙木線	指定なし	可
7	法定外道路	指定なし	可
8	市道山上初野線	指定なし	可
9	市道椎木初野線	指定なし	可
1 0	市道塚部椎木線	指定なし	可
1 1 - 1	国道 1 1 3 号	指定なし	可
1 1 - 2	国道 6 号	指定なし	可
1 2	国道 6 号	指定なし	可
1 3	県道相馬港線	指定なし	可
1 4	市道新沼原釜線	指定なし	可
1 5	幹線臨港道路 1 号線	指定なし	可
1 6	県道相馬亘理線	指定なし	可
1 7	工事用道路 1	指定なし	可
1 8	宇多川橋工事用道路	指定なし	可
1 9	工事用道路 2	指定なし	可
2 0	工事用道路 4	指定なし	可
2 1	工事用道路 5 - 1	指定なし	可
2 2	工事用道路 5 - 2	指定なし	可
2 3	工事用道路 6	指定なし	可
2 4	工事用道路 9	指定なし	可
2 5	工事用道路 1 0	指定なし	可

※ 1 市道山上初野線への工事用車両の進入は市道椎木初野線からとする。

※ 2 本工事にて工事用道路の撤去を実施する場合については監督員が指示する復旧方法とし、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

1 2 - 3 工事用道路の共同使用

本特記仕様書 1 2 - 1 「工事用道路の指定」に示す工事用道路のうち、共通仕様書 1 - 2 2 - 5 「工事用道路等の共同使用」に規定する工事用道路は、次のとおりとする。

番号	工事名	受注者
1 6 ~ 2 5	常磐自動車道 相馬工事	(株)竹中土木
2 5	常磐自動車道 大野台希望の橋（鋼上部工）工事	(株)横河ブリッジ

1 2 - 4 工事用道路の維持・補修

- (1) 本特記仕様書 1 2 - 1 「工事用道路の指定」に示す番号 1 9、2 0、2 1、2 2、2 3、2 4 および 2 5 の散水・清掃等の維持及び補修は受注者が行うものとし、これに要する費用については関連する契約単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。
- (2) 本特記仕様書 1 2 - 1 「工事用道路の指定」に示す工事用道路について監督員が必要と認めて補修を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

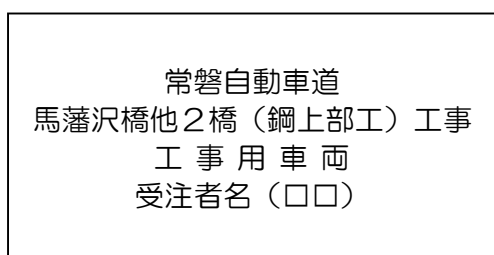
1 3. 保安に関する事項

1 3 - 1 工事用車両の区別

共通仕様書 1 - 2 5 - 2 「交通安全」（2）に規定している工事用車両と一般車両の区別をするため、以下に示す工事用車両の標示と同等以上の標示板を設置するものとする。なお、標示内容の変更を監督員が指示した場合、受注者はその指示に従わなければならないものとする。

また、高速道路の交通規制内へ出入りする全ての車両は、一般車両と識別できるよう黄色回転灯を備えたものとする。

工事用車両標示板参考図



材質：耐水合板、強化プラスチック、

布製又はラミネート加工した印刷物等

寸法：取付位置、車両の安全性を損なわず、かつ識別可能な寸法

色彩：下地青色、文字黒色

字体：丸ゴシック体（受注者名の文字の大きさは、他の文字より大きめにする）

□□：受注者車両の通し番号

1 3 - 2 標識等の設置

共通仕様書 1 - 2 5 - 1 「安全対策」に規定する安全対策を実施するにあたっては、必要とする箇所及び期間において、工事標示板、標識等の交通安全施設を設置するものとする。また、現道を掘削する場合や迂回路を設ける場合等は、堅固なバリケード、保安灯等により交通車両及び一般通行人の転落を未然に防止する措置を講じなければならない。また、一般道からの工事出入口には、電力・通信線防護のための高さ制限装置を必ず設置するものとする。なお、工事標示板、標識及び交通安全施設等の設置にあたっては、工事開始前に設置場所及び設置内容について監督員と協議のうえ実施するものとする。

1 3 - 3 現場内の安全整備

受注者は、工事現場内の安全を図るため現場内安全整備員（現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者と兼ねることができるものとする。）を配置しなければならない。現場内安全整備員は、常に腕章を着用してその所在を明らかにするとともに、警笛等の安全指示器を携行して安全確保のための合図、跡片付け及び水溜りの除去等の現場内整備を行うものとする。

なお、日常作業休止時においても、必要に応じ現場内の点検を行うなど常に安全の確保に努めなければならない。

1 3 - 4 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

1 3 - 4 - 1 光通信ケーブル等損傷事故の防止

受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するために埋設物近接箇所の工事の施工にあたっては、東日本高速道路㈱、KDD I ㈱「光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル（令和3年7月）」（以下「マニュアル」という。）に基づき万全の措置を講じなければならない。

1 3 - 4 - 2 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者

- （1）受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知しなければならない。
- （2）光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、「マニュアル」の内容を十分理解し、光通信ケーブル等管路の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘時及び近接工事作業時に現場に立会い、事故防止に関する指導、監督を行わなければならない。
- （3）光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

1 3 - 5 飛散防止対策

本工事区間には道路が交差しているため、材料等の飛散・落下による交通車両及び一般通行人の事故等を未然に防止する措置を講じなければならない。

1 3 - 6 工事に使用する移動用発電設備等について

移動用発電設備等を使用する場合は、「電気事業法」、「電気設備に関する技術基準を定める省令」及びその他の関係法令並びに規則等に準じて運用を行わなければならない。

1 3 - 7 工事着手前安全検討会

受注者は、工事の安全及び円滑な施工ならびに関係者間における情報の共有を目的としていわき工事事務所で開催する「工事着手前安全検討会」（以下「検討会」という。）に出席するものとする。

なお、本工事に対する検討会に際しては、受注者は工事の概要、施工方法、安全対策（交通規制及び交通監視員の配置計画、光通信ケーブル等損傷事故防止対策等）、その他監督員の指示する事項について記載した資料を作成するものとする。

1 3 - 8 第三者被害を想定した重大事故防止の取組み

(1) 定義

工事中の安全の確保については共通仕様書で規定しているところであるが、第三者への被害が想定される事故や供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故等（以下「重大事故リスク」という。）について、受発注者が一体となって安全向上に努める取組みをいう。

(2) 実施手順

1) 施工計画書への反映

受注者は、設計図書及び関係法令に基づき、重大事故リスクの抽出を行い、それらに対する安全対策について施工計画書に記載するものとする。

項目	内容
第三者被害が想定される事故	○第三者の死傷事故 ○仮設材（橋梁架設ベント、仮栈橋の部材、足場等）の倒壊・転倒 ○住宅・道路等での近接作業による大型重機等の転倒 ○吊足場からの足場部材・資材の落下 ○資機材運搬時の一般道路等への落下 ○光通信ケーブル等埋設物等の損傷による影響 ○工事に起因した家屋等の倒壊
供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故	○橋桁、足場等の落下等による高速道路本線・交差道路の通行止めの発生、及び短時間による通行止め解放が困難となる事で生じる大渋滞

2) 受発注者間の協議

発注者は、受注者から監督員に施工計画書の提出がされたときは、受発注者合同で施工計画書に示された重大事故リスクに関して施工計画書及び設計図書並びに現場確認を通して安全対策に不足が無いか確認（以下「重大事故リスクマネジメント」という。）を行うものとする。受注者は、協議の結果、施工計画書の修正が必要なときは修正された施工計画書を提出するとともに、受注者の全ての職員・作業員に対して実施すべき内容を伝達するとともに確実に実施すること。

3) 施工条件等の変更時の取扱い

発注者及び受注者は、施工条件等が変更となった場合は、前記1）、2）で抽出し対策を定めた内容に変更が生じるときは改めて、前記1）及び2）の手順により受発注者合同で重大事故リスクマネジメントを行うものとする。

1 3 - 9 工事用車両後退時の安全対策

受注者は、工事用車両の後退時には携帯型無線機（イヤホンマイク等を装着したハンズフリー型を含む）等の通信機器の使用により、誘導員が後退する工事用車両の運転手への指示を確実に伝達できる対策を講じるものとし、夜間においては発光式の脚絆、発光式のアームバンド等を装着するなど、誘導員の視認性を向上させる対策を講じるものとする。また、当該後退作業の実施においては、受注者社員、工事用車両運転手及び誘導員が通信機器により相互に連絡を取り合い、指示の伝達に誤認の無いよう、意思疎通を図りながら作業を行うものとする。

また、上記対策を含む工事用車両後退時の安全対策について、別添一「施工確認願（車両後退時の通信方法）」を監督員に提出するものとする。監督員は、提出された施工確認願の内容について確認を行い、適当でないと認められる場合は是正を求めることができるものとする。

1 3 - 1 0 保安に関する費用

本特記仕様書 1 4 - 1 「工事用車両の区別」、2 「標識等の設置」、3 「現場内の安全整備」、4 「光通信ケーブル等損傷事故防止対策」、5 「飛散防止対策」、6 「工事に使用する移動用発電設備等について」、7 「工事着手前安全検討会」、8 「第三者被害を想定した重大事故防止の取組み」、9 「工事用車両後退時の安全対策」に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。ただし、8 「第三者被害を想定した重大事故防止の取組み」について、重大事故リスクマネジメントの結果、設計図書で示す現地条件以外に別途現地調査や技術的な検討が必要なことが明らかとなった場合は、実施方針等も含め別途受発注者間で協議して定めるものとする。

1 4 . 環境保全に関する事項

1 4 - 1 砂塵等の防止

受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。

1 4 - 2 汚濁水処理

工事中の汚濁水は、関係法令に従って濁りの除去等の処理を行った後放流しなければならない。

なお、受注者は、汚濁水の処理方法について記載した計画書を監督員に提出するものとする。受注者の責によらない予期せぬ事態の発生に伴い、計画をした汚濁水の処理方法を変更する必要性が生じ、監督員がこれを指示した場合、これに要する費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

1 4 - 3 騒音等に関する配慮

受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行わなければならない。

1 4 - 4 希少猛禽類繁殖地の保全

本工事施工箇所に近接して希少種猛禽類が確認されており、監督員が希少種猛禽類の繁殖に作業が影響すると判断し作業中止を指示した場合、これに従わなければならない。この場合、受注者の責に帰することのできない事由に限り、工期等の変更が必要であると監督員が認めた場合は、別途監督員と受注者との協議し定めるものとする。

1 4 - 5 環境保全に関する費用

特に定める場合を除き、環境保全に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

1 5. 建設副産物の処理方法に関する事項

1 5-1 建設副産物の処理方法

(1) 建設副産物の処理方法は、次のとおりとする。

建設副産物の種類	発生場所	発生要因	数量	処理方法
廃プラスチック類	宇多川橋	大型土のう撤去	2 7 5 8 袋	本特記仕様書 2 2 - 1 5 仮締切工による

1 6. 現場環境改善に関する事項

1 6-1 現場環境改善に関する事項

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

実施する内容については以下のとおりとし、共通仕様書 1-20-1 「施工計画書の提出」に規定する施工計画書に具体的な実施方法を記載するものとする。

現場環境改善に関する費用は、諸経費に含むものとし、別途支払は行わない。

なお、本件に関する取り組みについては、本特記仕様書 4 に示すカーボンニュートラル推進工事の取り組みとしては認めない。

計上費用	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 （仮設備関係）	昇降設備の充実
現場環境改善 （営繕関係）	現場休憩所の充実（交通誘導警備員待機室を含む）
現場環境改善 （安全関係）	盗難防止対策
地域連携	現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

1 7. 道路構造物点検の実施

1 7-1 初期点検の対象構造物

共通仕様書 1-17-3 「初期点検」に規定する初期点検の対象構造物は、「保全点検要領 構造物編（令和 8 年 4 月）」（以下「点検要領」という。） 第 1 編「総則」第 4 章「点検の対象構造物」に基づき、橋梁とする。

1 7-2 点検手法

点検は、点検要領第 1 編「総則」第 6 章「点検の実施」及び第 2 章「各種点検」第 1 章「初期点検」に基づき行うものとする。

1 7-3 点検時における応急対応

点検時において、第三者等に対し支障となる恐れがあるコンクリートの浮き、剥離等の変状を発見した場合は、監督員に報告した後、可能な限り除去等の補修を行うと共に、処置した内容を記録に残すものとする。

17-4 検査の記録

点検要領 第4編「記録・報告・措置」第1章「点検の記録及び報告」に基づき行うものの他、補修記録、その他監督員が指示する項目など品質の履歴として引き継ぐ必要のある特記事項を作成・整理し、外観検査の記録として監督員に提出するものとする。

17-5 費用

道路構造物点検の実施に要する費用は諸経費に含まれるものとし、別途支払いは行わないものとする。

ただし、点検要領に記載されている手法以外の点検が必要となった場合や本特記仕様書17-1「初期点検の対象構造物」の対象構造物以外の箇所について点検が必要となった場合は、監督員に速やかに報告すること。それに伴い監督員が必要と認めて点検手法の変更や点検箇所の追加を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用は監督員と受注者との協議し定めるものとする。

18. 三者協議会に関する事項

18-1 三者協議会の開催の予定

本工事においては、発注者が受注者及び本工事における下記工事の設計を実施し成果を納品した者（以下「設計者」という。）と協同して、下記工事の設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「本工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）」を開催することを予定している。

1) 宇多川橋、馬藩沢橋およびかやぐらばしの下部工、上部工及び橋梁付属物の設計

18-2 三者協議会協定書の締結

発注者が、前項の工事に係る三者協議会の参加の同意を設計者から得た場合は、受注者は、本特記仕様書別添—2に示す「常磐自動車道 馬藩沢橋他2橋（鋼上部工）工事 三者協議会協定書(案)」に基づく、協定書を締結しなければならない。

18-3 三者協議会の開催の決定等

発注者は、協定書の締結後、協定書の条項に基づき、必要の都度、三者協議会の開催を決定するものとする。

受注者は、三者協議会の開催について発注者に協力すると共に三者協議会による十分な成果を得るための取組みを行うものとする。

18-4 三者協議会に開催に要する費用

発注者は、三者協議会の開催に要する費用のうち、会議運営に要する費用及び設計者の三者協議会への出席に要する費用を負担するものとする。

受注者の三者協議会への参加は、共通仕様書1-5「設計図書の貸与、照査及び使用期限」及び1-17「技術業務」の業務範囲とし、出席に要する費用は受注者の負担とする。

19. 設計変更ガイドラインの活用について

発注者及び受注者双方の留意事項や条件変更が生じた場合等に必要な手続きの流れについては「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（令和8年7月 東日本高速道路（株）」を参考にすること。なお、設計変更ガイドラインはNEXCO東日本のホームページより入手が可能である。

20. 工事変更等検討会の設置について

本工事は、工事の変更手続きの透明性及び公正性の向上や適正な工期確保を目的に、発注者と受注者が一堂に会して、工事の変更等の妥当性の審議及び工事工程クリティカルパス等の共有並びにこれらに伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「工事変更等検討会」の試行対象工事である。

「工事変更等検討会」の運用にあたっては、契約締結後、監督員より別途通知するものとする。

21. 工事に関する共通事項

21-1 熱中症予防に係る対策費用

21-1-1 定義

熱中症予防に係る対策費用とは、建設現場の作業環境改善を図るべく、対象期間において実施した

現場の施設や設備に対する熱中症対策に要する費用をいう。

2 1 - 1 - 2 対象品目

熱中症対策の対象品目は、下表に示す機械・施設類で、リース品を原則とするが、やむを得ない場合は購入品とする。

なお、下表に記載されたもの以外については、受注者及び監督員間で協議するものとする。

項目	品目名称	備考
機械・施設類 (原則、リース品)	遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、給水器、冷蔵庫、日除けテント、ミストファン、スポットクーラー、現場休憩所のエアコン、休息車の配置	各品目における光熱水費や燃料費は除く

2 1 - 1 - 3 対象期間

熱中症対策の対象期間は、原則、毎年5月1日～9月30日とする。

なお、気象条件等により、上記期間外を対象とする場合は、前後1カ月の範囲内で受注者及び監督員間で協議するものとする。

2 1 - 1 - 4 熱中症対策実施計画書の提出

受注者は、熱中症対策の計画を記載した熱中症対策実施計画書を作成し、監督員へ提出するものとする。

2 1 - 1 - 5 熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、熱中症予防に係る対策費用を請求する場合は、熱中症対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

熱中症対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

なお、技術提案項目にて実施予定とした熱中症対策については、費用計上の対象外とするため、報告書内に明記することとする。

- ①熱中症対策毎の実施数量及び実施期間
- ②実施状況が確認できる資料
- ③支払実績が確認できる資料

2 1 - 2 猛暑期間を考慮した工期及び施工時間帯の設置（変更）について

本工事は、猛暑対策を目的に、受注者が実際に作業中止した日数について、工事請負契約書第22条（受注者の請求による工期の延長）に基づき工期の変更を行うことができるものとする。

猛暑（熱中症）対策を目的とした作業中止に関する事項を含めた施工計画書を監督員に提出のうえで、工期の変更が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、中止した作業が当該工事の工期に影響を及ぼす作業である場合のみ協議できるものとし、請負代金額は変更しないものとする。

また、猛暑時間における現場施工の回避を目的として、早朝・夜間施工に関わる交通管理者や地元への施工時間帯に関する協議が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、猛暑時間における現場施工を回避した場合においても、請負代金額は変更しないものとする。

2 1 - 3 快適トイレ

2 1 - 3 - 1 定義

快適トイレとは、工事現場で男女ともに働きやすい環境とするために、以下の仕様を満たす現場付近に設置する仮設トイレをいう。

2 1 - 3 - 2 仕様

快適トイレは下表の（１）～（１１）の仕様を満たすものを原則とする。なお、（１２）～（１７）については仕様を満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり必須ではない。なお、（１８）～（２５）は可能な限り配慮することとする。

仕様等	内 容
快適トイレに求める機能	（１）洋式（洋風）便器
	（２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
	（３）臭い逆流防止機能
	（４）容易に開かない施錠機能
	（５）照明設備
	（６）衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重 5 kg 以上とする）
付属品として備えるもの	（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
	（８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
	（９）サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
	（１０）鏡と手洗器
	（１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品
推奨する仕様、付属品	（１２）便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
	（１３）擬音装置（機能を含む）
	（１４）着替え台
	（１５）臭気対策機能の多重化
	（１６）室内温度の調整が可能な設備
	（１７）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）
可能な限り配慮する事項	（１８）原則、女性がいる現場は、女性トイレを設置することを標準とする
	（１９）女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く
	（２０）男性トイレや喫煙所に女性トイレは隣接して設置せず、一定の距離を確保する
	（２１）男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線を配慮する
	（２２）窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことの無いよう、証明をスポットライト式にするなどの工夫をする
	（２３）女性トイレのドアは、開けたら真正面ということの無いよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする
	（２４）トイレの室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする
	（２５）混雑等を理由とした異性用トイレの使用が行われないよう徹底する

21-3-3 打合簿の提出

受注者は快適トイレを導入する場合は、契約締結後、その仕様等について内容、設置場所及び導入予定時期が確認できる資料を打合簿にて監督員に提出するものとする。

監督員は提出された資料を基に規格・基数・設置期間等の詳細について受注者と協議のうえ、快適トイレの設置の指示を行うものとする。

21-3-4 費用の取扱い

快適トイレの設置に要する費用は、支出実態に基づき新単価として定めるものとする。ただし、この新単価は支出実態から従来相当品額を控除したうえで57,000円／基・月を上限とする。また、対象数量の上限は男女別で各1基ずつ2基／工事までとするが、上限数量より多く設置する場合の費用については、その必要性について監督員と協議し決定するものとする。なお、快適トイレの運搬費は共通仮設費に含むものとし、別途支払いは行わない。

21-4 クマ対策に係る費用

21-4-1 定義

クマ対策に係る費用とは、現場作業においてクマに襲われる事故を防止するために要した費用をいう。

21-4-2 対象品目

クマ対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品 目
熊撃退スプレー、注意喚起看板、熊鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ、箱罠

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

21-4-3 クマ対策実施計画書の提出

受注者は、クマ対策の計画を記載したクマ対策実施計画書を作成し、監督員へ提出するものとする。

21-4-4 クマ対策実施報告書の提出

受注者は、クマ対策に係る費用を請求する場合は、クマ対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

クマ対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

- ① クマ対策毎の実施数量及び実施期間
- ② 実施状況が確認できる資料
- ③ 支払実績が確認できる資料

※ 熊撃退スプレー等の消耗品は、上記①～③の確認をもって使用前の購入品を費用計上できる

ものとする。

2 1 - 5 社会情勢の変化に伴う費用の協議

2 1 - 5 - 1 ナフサを由来とする建設資材における対応

受注者は、供給制約や流通経路の混乱等により入手が困難となっているナフサ由来の建設資材（以下「調達検討資材」という。）について、代替資材を調達する場合、流通経路を見直して調達する場合、又は流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合において、請負代金額の変更が必要となるときは、監督員に協議できるものとし、下表に示す資料を提出するものとする。

番号	協議資料
①	調達検討資材がナフサ由来であることが確認できる資料
②	使用予定であった調達検討資材が調達できなくなった時期及び理由が証明できる資料
③	既に調達している調達検討資材の価格及び調達数量の取引実績が確認できる資料
④	調達する予定の調達検討資材の価格及び調達数量が確認できる資料

上記資料により監督員が請負代金額の変更を必要と認めた場合、受注者は、調達に要した証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとする。調達検討資材の価格変動に要する費用については、監督員と受注者との協議により定めるものとする。

なお、調達検討資材として取り扱った建設資材は、工事請負契約書第 2 6 条の適用対象外とする。

2 1 - 5 - 2 原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇における対応

受注者は、2 1 - 5 - 1 「ナフサを由来とする建設資材における対応」において調達検討資材として取り扱ったものを除き、原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇により請負代金額の変更が必要と判断した場合は、契約書第 2 6 条に基づき発注者に協議するものとする。

2 1 - 5 - 3 社会情勢の変化に伴う工期の協議

受注者は、社会情勢の変化に伴う建設資材調達環境の変動等、受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が必要と判断した場合は、契約書第 2 2 条に基づき発注者へ工期の延長を請求することができる。この場合において、受注者は、当該事由が受注者の責によらず、かつ工程に実質的な影響を及ぼすことが客観的に確認できる資料を監督員に提出するものとする。

2.2. 工事細部に関する事項

2.2-1 施工計画書

共通仕様書 1-20-1 「施工計画書の提出」に次を追加する。

- (16) 光通信ケーブル等損傷事故防止の対策
- (17) 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故防止対策
- (18) I 期線近接施工における供用路線への安全対策

2.2-2 単価名称末尾の記号

単価表の項目末尾の記号は次のとおりとする。

単価表の項目の末尾	区分内容
(Y)	夜間作業（20時～6時）
記号なし	上記以外

2.2-3 環境配慮型コンクリートの活用について

本工事は、道路脱炭素化基本方針（令和7年10月1日 国土交通大臣）に基づき、道路の脱炭素化を計画的に推進するために当社が策定した「NEXCO東日本 道路脱炭素化推進計画（令和8年3月）」や「NEXCO東日本グループ カーボンニュートラル推進戦略（令和6年6月）」における2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組みとして、受注者からの提案により環境配慮型コンクリートの導入ができる工事である。受注者は、契約後に発注者へ当初工事契約金額の1%以下（諸経費含む）の範囲内で提案を行うものとし、提案内容は環境配慮型コンクリート設計・施工管理要領（低炭素型コンクリート編）令和8年7月 東日本高速道路株式会社 2-1 環境配慮型コンクリート製品の適用性の確認に基づく技術資料の提出とともに発注者と協議を行い、協議が整った場合にその環境配慮型コンクリートの適用と施工を行うことができるものとする。

なお、その施工に伴う費用については、上記の金額範囲内で発注者と受注者とで協議して定めるものとする。

2.2-4 コンクリート

2.2-4-1 コンクリートの種別

共通仕様書 8-2-3 「コンクリートの種別」に下表を追加する。

単価表の項目	使用区分	使用構造物
A1-3 (1)	鋼上部工とRC下部工との剛構造の鉄筋コンクリートに使用するもの	鋼上部工とRC下部工との剛構造

A1-3 (1) の品質基準は、コンクリート施工管理要領 3-2 「コンクリートの種類」の規定によらず、次のとおりとする。

種 別	材齢28日における圧縮強度(N/mm ²)	スランプ(cm)	沈下度(秒)	空気量(%)	粗骨材の最大寸法(mm)	セメントの種類	最小単位セメント量(kg/m ³)	最大塩化物量(C1-) (kg/m ³)
A1-3 (1) ※1	30	12±2.5	—	4.5±1.5	20、25	BB	270	0.30

※1 高性能A E減水剤を用いることとする。また、高性能A E減水剤を用いたコンクリートを圧送する場合、圧送前後の品質が変化する場合があるので注意しなければならない。高性能A E減水剤を用いたコンクリートは、コンクリート施工管理要領6-10「特殊コンクリート」の関連項目に従うものとする。

※2 セメントの種類は高炉セメントB種を標準とする。ただし、供給能力等により、普通ポルトランドセメントを使用してもよい。

22-4-2 支 払

共通仕様書8-2-17「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
8-(1)	コンクリート	
	A1-3(1)	m ³

22-5 鉄筋工

22-5-1 種別

共通仕様書8-4-2「鉄筋の種別」に下記を追加する。

単価表 の項目	使用箇所	鉄筋の種別	継手の種類
A(E)	鉄筋コンクリート構造物	SD345 (エポキシ樹脂塗装)	重ね継手

22-5-2 適用すべき諸基準

共通仕様書8-4-3に規定する「適用すべき諸基準」に下記を追加する。

エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針 改訂版(平成15年11月土木学会)

22-5-3 支払

共通仕様書8-4-7「支払」に下記を追加する。

鉄筋A(E)の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1t当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行うエポキシ樹脂塗装費用とエポキシ樹脂塗装を行う工場までの輸送費、鉄筋の加工、組立て、据付け等の鉄筋の施工に要する材料・労力・機械器具等鉄筋の施工を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
8-(3)	鉄筋	
	A(E)	t

22-6 鋼構造物の詳細設計

22-6-1 適用すべき諸基準

設計要領 第二集 橋梁建設編 平成28年8月版

日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I~V) 平成29年11月版

日本道路協会 道路橋支承便覧 平成30年12月版

2 2 - 6 - 2 設計の種別

共通仕様書 1 0 - 4 「詳細設計」の単価表の項目の種別は次のとおりとする。

単価表 の項目	橋梁名	橋梁形式	橋長 (m)	設計分類	類似構造 物区分	適用
鋼構造物の 詳細設計 A	馬藩沢橋	鋼4径間連続ラーメン2主 鈑桁橋	2 0 2 . 5 0	基本設計完了 後の詳細設計	A	
鋼構造物の 詳細設計 B	宇多川橋	鋼3径間連続2主鈑桁 橋	1 2 5 . 5 0	基本設計完了 後の詳細設計	A	
鋼構造物の 詳細設計 C	かやぐらばし	鋼2径間連続2主鈑桁 橋	1 0 4 . 0 0	基本設計完了 後の詳細設計	A	

※ 1 監督員が別途 F E M 解析等の実施を指示した場合には、その指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

※ 2 動的解析は、設計図書及び監督員の指示に従って行う詳細設計により決定した上部工構造において、下部構造を含む橋梁全体の耐震性照査を行うものとする。

※ 3 馬藩沢橋および宇多川橋の上部工基本設計において、鉄筋の加工図を省略している図面、マーキング図等を用い詳細図を省略している図面については、詳細設計により詳細図を作成するものとする。なお、詳細図作成に関する費用については、詳細設計費用に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

[解析条件]

- ① 動的解析は、時刻歴非線形応答解析で行うものとする。
- ② 動的解析は、実施済の下部工詳細設計及び本工事に含む上部工詳細設計を反映し、橋軸方向と橋軸直角方向の各々で解析を行うものとする。
- ③ モデル及び節点数については、設計要領第二集によるものとする。

2 2 - 6 - 3 設計期間

詳細設計は現場作業に遅れが生じないように、速やかに完了しなければならない。

2 2 - 6 - 4 資料の貸与

調査等共通仕様書 5 - 2 - 3 「資料の貸与」に下記を追加する。

貸与資料	調査等業務名	発注機関	貸与予定日	備考
橋梁設計 成果品	常磐自動車道	東日本高速道路 株式会社	契約締結後	電子成果品
	馬藩沢橋他 1 橋基本詳細設計			
	常磐自動車道 かやぐら橋他 2 橋基本詳細設計			

22-6-5 成果品

鋼構造物の詳細設計の成果品は、調査等共通仕様書1-4-6「成果品」によるものとする。なお、報告書（紙による成果品）の製本にあたっては、表紙を黄土色（ダイニク アートベラムVC341/2）とし、黒文字製本とする。

22-6-6 支払

共通仕様書10-4-4「支払」に下記を追加する。

鋼構造物の詳細設計A、BおよびCの支払は、前項の規定に従って検測された詳細設計に対し、一式当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う鋼構造物の施工のための詳細設計、動的解析、現地踏査、設計打合せ、交通費・宿泊費、電算機使用料、縮小版を含めた図面の作成等本設計を完成するために必要な費用で諸経費を含めたすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
10-(1)	鋼構造物の詳細設計A	式
	鋼構造物の詳細設計B	式
	鋼構造物の詳細設計C	式

22-7 鋼構造物の製作

22-7-1 製作の種類

共通仕様書10-6-2「製作の種類」に下記を追加する。

単価表の項目	区分内容
製作材料費（スタッドボルト）	ねじ付きスタッドボルトの材料費及び溶植費
中間横桁部材の製作	H形鋼を用いた中間横桁部材の製作加工（原寸・加工）を行うもの

22-7-2 大型部材、小型部材及び中間横桁部材の製作

鋼構造物の製作における1部材当たりの平均質量は、次のとおりとする。

単価表の項目	1部材当たりの平均質量 (kg/個)	摘要
大型部材の製作	2218.5	
小型部材の製作	57.0	
中間横桁部材の製作	992.5	

上記表に示す「1部材当たりの平均質量」の値が10%を超えて増減した場合等、契約単価表によることが不相当であると監督員が認めた場合は、その費用について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

22-7-3 製作

共通仕様書10-6-4（3）に規定する仮組立検査は、次のとおりとする。

橋梁名	橋梁形式	仮組立検査の実施
馬藩沢橋	鋼4径間連続ラーメン2主桁桁橋	省略

宇多川橋	鋼3径間連続2主鈑桁橋	省略
かやぐらばし	鋼2径間連続2主鈑桁橋	省略

仮組立検査を実施する橋梁において、実仮組検査ではない方法（シミュレーション等）による検査とする場合は、その検査方法について監督員の確認を得るものとする。なお、この検査方法及びその結果について監督員の確認を得た場合においても、契約書第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。

22-7-4 支払

共通仕様書10-6-6「支払」に下記を追加する。

製作材料費（スタッドボルト）の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う製作材料費（スタッドボルト）の材料調達に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

中間横桁部材の製作の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う中間横桁部材の製作の原寸、加工及び組立等に要する労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
10-(2)	鋼構造物の製作	
	製作材料費（スタッドボルト）	t
	中間横桁部材の製作	個

22-8 鋼構造物の防錆

22-8-1 材料及び施工

共通仕様書10-7-2「材料及び施工」に下記を追加する。

単価表の項目	塗装系	上塗塗装の塗色
鋼構造物の塗装 C-5	C-5	P35-85B

上塗塗装の塗色に示す色番号は、「2024年P版一般社団法人日本塗料工業会塗料用標準色」による。なお、監督員が塗装系及び上塗塗装の塗色を変更指示した場合は、受注者はその指示に従うものとし、これに係る費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

22-9 鋼構造物の架設

22-9-1 鋼構造物の架設方法

共通仕様書10-9「鋼構造物の架設」の架設工法及び単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	橋梁名	架設工法	架設ブロック	昼夜区分	摘要
鋼橋の架設 A	馬藩沢橋	トラッククレーン ベント架設工法	A1～A2	昼間	
鋼橋の架設 B	宇多川橋	トラッククレーン ベント架設工法	A1～J-10	昼間	
			J-10～A2 (一括架設)	夜間 (20:00～6:00)	国道通行止め

鋼橋の架設 C	かやぐらばし	トラッククレーン ベント架設工法	A 1 ～ J - 8	昼間	
			J - 8 ～ A 2	夜間 (20:00～6:00)	市道通 行止め

※ 1 () は、通行止めを伴う作業可能時間帯を示す。

なお、通行止めを伴う作業は交差道路上の桁架設を対象とする。

※ 2 詳細設計完了に伴う構造変更、本特記仕様書 10-1 に示す関連工事との調整及び交通管理者・道路管理者との協議により、上記の架設工法等が変更となった場合には、監督員の指示に従うものとし、その費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

22-9-2 施工

共通仕様書 10-9-2 「施工」に下記を追加する。

- (1) 受注者は架設に先立ち地組ヤード、架設機械及びベント設置箇所の地質調査（平板載荷試験）を行い、施工に必要な地盤支持力を確認した後、架設機械等の設置を行うものとする。
なお地質調査の結果、地形及び地盤反力等において問題が生じ、対策等が必要となった場合は監督員と協議するものとし、対策が必要であると監督員が認めた場合は、その費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。
また、ベントやクレーン等架設機械の配置にあたっては鉄板等による養生を行うものとする。
- (2) ベントやクレーン等架設機械の配置にあたり既設構造物が支障となる場合は、速やかに監督員に報告するものとし、その指示に従うものとする。なお、監督員の指示により既設構造物の撤去・移設を行った場合は、これに要する費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。
- (3) 交差道路に影響のある架設作業は、交通規制（通行止め等）を行い実施するものとする。また、架設後、仮固定状態で一時的な交通開放する場合には、支承及び主桁の本固定までの期間において、堅固な仮固定を行うなど安全確保に努めなければならない。
- (4) 架設作業の直前において、気象の急変等予期せぬ事態が発生し、夜間作業が中止または延期された場合、当該架設作業の準備に要した費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

22-9-3 支払

共通仕様書 10-9-4 「支払」に下記を追加する。

鋼橋の架設 A、B および C の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う構造物部材の保管、架設現場内での運搬及び架設、鉄板等による養生、仮固定治具（エレクションピース）の撤去、撤去部の処理、撤去部材の処理施設への運搬、スクラップ処理、風防設備費等に要する労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

10- (5)

鋼構造物の架設

鋼橋の架設 A

t

鋼橋の架設 B

t

鋼橋の架設 C

t

2 2 - 1 0 支 承

2 2 - 1 0 - 1 種 別

共通仕様書 1 1 - 3 - 2 「支承の区分」に下記を追加する。

単価表の項目	設置箇所	寸法 (奥行き・幅・ゴム厚・ゴム層数)	最大反力
E - 1	馬藩沢橋 A 1	870・870・23・9	2863 k N
E - 2	馬藩沢橋 A 2	870・870・23・9	2456 k N
E - 3	宇多川橋 A 1	620・620・20・6	2244 k N
E - 4	宇多川橋 P 1	920・920・31・3	5593 k N
E - 5	宇多川橋 P 2	920・920・31・3	5468 k N
E - 6	宇多川橋 A 2	620・620・20・6	2155 k N
E - 7	かやぐらばし A 1	670・670・28・5	2752 k N
E - 8	かやぐらばし P 1	1020・1020・36・3	7560 k N
E - 9	かやぐらばし A 2	670・670・28・5	2744 k N

2 2 - 1 0 - 2 支 払

共通仕様書 1 1 - 3 - 9 「支払」は下記を追加する。

	単価表の項目	検 測 の 単 位
1 1 - (1)	支 承	
	E - 1	箇所
	E - 2	箇所
	E - 3	箇所
	E - 4	箇所
	E - 5	箇所
	E - 6	箇所
	E - 7	箇所
	E - 8	箇所
	E - 9	箇所

2 2 - 1 1 橋名板、橋歴板

2 2 - 1 1 - 1 橋名板

共通仕様書 1 1 - 7 「橋名板、橋歴板」の橋名板の文字数は次のとおりとする。

単価表の項目	橋名板の文字数	摘 要
橋名板	4 文字	馬藩沢橋、宇多川橋
	6 文字	かやぐらばし

2 2 - 1 2 落橋防止構造

2 2 - 1 2 - 1 種 別

共通仕様書 1 1 - 9 - 2 「落橋防止構造の種別」は次のとおりとする。

単価表の項目	設置箇所	摘 要
A 1	馬藩沢橋 A 1 橋台	設計耐力：2712 k N／本

		移動量：700mm
A 2	馬藩沢橋 A 2 橋台	設計耐力：2198 k N／本 移動量：700mm
A 3	宇多川橋 A 1 橋台	設計耐力：1897 k N／本 移動量：700mm
A 4	宇多川橋 A 2 橋台	設計耐力：1897 k N／本 移動量：700mm
A 5	かやぐらばし A 1 橋台	設計耐力：2420 k N／本 移動量：250mm
A 6	かやぐらばし A 2 橋台	設計耐力：2420 k N／本 移動量：250mm

2 2 - 1 2 - 2 支払

共通仕様書 1 1 - 9 - 6 「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
1 1 - (8)	落橋防止構造	
	A 1	k g
	A 2	k g
	A 3	k g
	A 4	k g
	A 5	k g
	A 6	k g

2 2 - 1 3 交通保安要員

2 2 - 1 3 - 1 種別

(1) 共通仕様書 1 9 - 4 - 2 「種別」に下表を追加する。

単価表の項目	配置時間 (拘束時間 (※ 1))	休憩時間における 交代要員の計上 (※ 1)	備考
交通誘導警備員 A	9:00～17:00 (8:30～17:30)	無	
交通誘導警備員 A (Y)	20:00～6:00 (19:30～6:30)	有	
交通誘導警備員 B	9:00～17:00 (8:30～17:30)	無	
交通誘導警備員 B (Y)	20:00～6:00 (19:30～6:30)	有	

(※ 1) 積算条件の明示であり指定するものではない。

上表の配置時間は、実作業時間に休憩時間を加えた時間とする。なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置時間が大幅に変更となった場合、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(2) 交通保安要員の配置場所、配置人数、交代要員は次のとおりとする。

単価表の項目	配置場所	配置人数	休憩時間における交代要員 (※1)	配置期間
交通誘導警備員 A	国道115号	1人	—	資機材等搬入出時 コンクリート運搬時
交通誘導警備員 A (Y)		2人	1人※2	通行止め (宇多川橋)
交通誘導警備員 B	工事用道路4出入口付近	1人	—	資機材等搬入出時 コンクリート運搬時
	工事用道路5-1出入口付近	1人	—	
	工事用道路5-2出入口付近	1人	—	
	工事用道路6出入口付近	1人	—	
	工事用道路9出入口付近	1人	—	
	市道山上初野線と法定外道路 の交差部	1人	—	
	工事用道路10出入口付近	1人	—	資機材搬入出時
	相馬仮置場出入口付近	1人	—	
交通誘導警備員 B (Y)	国道115号	5人	2人※2	通行止め (宇多川橋)
	市道椎木初野線	4人		通行止め (かやぐらばし)
	市道宿仙木線	1人		

(※1) 積算条件の明示であり指定するものではない。

(※2) 交代要員は交通誘導警備員A (Y)、B (Y) に含むものとし、交通誘導警備員1人につき交代要員を1人用意するものとする。

なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置場所が大幅に変更となった場合、または、協議等により配置する保安要員の種別及び配置人数が変更となった場合、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

2.2-1.3-2 交通保安要員計画について

受注者は、業務を遂行するに十分な能力を有する交通保安要員を配置するものとし、あらかじめ氏名、経歴及び有資格情報等を記載した名簿を作成し、監督員に提出するものとする。なお、交通保安要員を変更又は追加した場合は、速やかに名簿を作成し、監督員に提出するものとする。

2.2-1.3-3 交通保安要員実施報告書の提出時期について

共通仕様書1.9-4-3「交通保安要員計画」に規定する交通保安要員実施報告書は月ごとに作成し、翌月上旬までに提出するものとする。

2.2-1.3-4 支払

共通仕様書1.9-4-5「支払」に下記を追加する。

単価表の項目

検測の単位

19－(2)

交通安全要員

交通誘導警備員 A

人・日

交通誘導警備員 A (Y)

人・日

交通誘導警備員 B

人・日

交通誘導警備員 B (Y)

人・日

22－14 遊間プレート工

22－14－1 定義

遊間プレート工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、壁高欄遊間部（地覆部含む）に遊間プレートを設置することをいう。

22－14－2 種別

遊間プレート工の単価表の項目に示す種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	設置箇所
遊間プレート工 A	鋼板（SUS304）を主材料とした遊間プレートの製作及び設置を行うものをいう	宇多川橋 馬藩沢橋
遊間プレート工 B		かやぐらばし

22－14－3 材料

遊間プレートに用いる鋼材は、JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）の規格に適合するものでなければならない。

22－14－4 数量の検測

遊間プレート工の数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。

22－14－5 支払

遊間プレート工の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う先付けアンカーの設置、プレートの製作、防せい、取付等遊間プレート工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除く全ての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

特－(1)

遊間プレート工

A

箇所

B

箇所

22－15 仮締切工

22－15－1 定義

仮締切工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、河川内の仮締切を行い、工事完了後は撤去を行うものをいう。

22－15－2 種別

仮締切工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
遮水シート設置・撤去	宇多川橋の施工にあたり、設置した大型土のうへ河川から仮締切内部への河川の流入を防ぐために遮水シート（軟質塩化ビニルシート）で被覆し、工事完了後に撤去するもの
耐候性大型土のう設置	宇多川橋の施工にあたり、河川の仮締切の為に大型土のうの製作及び設置するもの
耐候性大型土のう撤去	宇多川橋の施工にあたり、河川の仮締切の為に大型土のうの撤去するもの

2 2 - 1 5 - 3 材料

仮締切工の材料は設計図に示すとおりとし、下記の内容を満足するものとする。

- (1) 遮水シート設置・撤去に使用する材料は、止水材（ $t = 1\text{ mm}$ ）からなり、止水材の重ね幅は 15 cm 以上とし、それぞれ下記の規格を満たすものとする。

試験項目	規格値	試験方法
比重	1. 2 5 以下	J I S K 6 7 7 3
硬さ	8 0 $\pm$ 5	J I S K 6 7 7 3
引張強さ	1 1. 8 N / mm^2 以上	J I S K 6 7 7 3
伸び	2 9 0 % 以上	J I S K 6 7 7 3
柔軟性	- 3 0 $^{\circ}\text{C}$ 以下	J I S K 6 7 7 3
引裂強さ	5 8, 8 0 0 N / m 以上 (6 0 k g f / c m 以上)	J I S K 6 2 5 2 - 1 J I S K 6 2 5 2 - 2

- (2) 耐候性大型土のう設置に使用する土のう袋は、容量 1 m^3 の耐候性大型土のう袋（短期1年用）とする。耐候性大型土のうの製作は相馬仮置場に仮置している健全な土砂を使用するものとする。

2 2 - 1 5 - 4 施工

- (1) 遮水シート設置・撤去の施工は、設計図書及び監督員の指示に従って仮締切内部に河川の水が流入しないように設置しなければならない。
- (2) 耐候性大型土のう設置の施工は、設計図書及び監督員の指示に従って、大型土のうの製作、現場までの運搬、設置を行うものとする。
- (3) 耐候性大型土のう撤去の施工は設計図書及び監督員の指示に従って、大型土のうの撤去、相馬仮置場までの運搬、排出を行うものとする。
- なお耐候性大型土のうの撤去後の耐候性大型土のう袋の処理方法について、別途監督員と受注者で協議し定めるものとする。

2 2 - 1 5 - 5 数量の検測

- (1) 遮水シート設置・撤去の数量の検測は、設計数量（ m^2 ）で行うものとする。
- (2) 耐候性大型土のう設置および撤去の数量の検測は、設計数量（袋）で行うものとする。

22-15-6 支払

遮水シート設置・撤去の支払は前項の規定に従って検測された数量に対し、1㎡当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、遮水シート設置・撤去に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

耐候性大型土のう設置の支払は、前項の規定に従って検測された耐候性大型土のう設置の数量に対して、1袋当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、契約図書及び監督員の指示に従って行う耐候性大型土のうの土砂の積み込み、運搬、大型土のうの製作、小運搬、設置等耐候性大型土のう設置の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

耐候性大型土のう撤去の支払は、前項の規定に従って検測された耐候性大型土のう撤去の数量に対して、1袋当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、契約図書及び監督員の指示に従って行う耐候性大型土のうの撤去、中詰め材の処理等耐候性大型土のう撤去の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（２）	仮締切工	
	遮水シート設置・撤去	㎡
	耐候性大型土のう設置	袋
	耐候性大型土のう撤去	袋

22-16 率計上工事に関する事項

22-16-1 目的及び契約方法

率計上工事とは、率計上工事に関する事項の単価項目の金額を他の特定の単価項目の金額に対する率計上により積算することにより、入札価格算出の簡素化を目的とするものである。当該部分の見積りについては、当初契約において一式として契約する。本特記仕様書22-15-4「当初契約金額」に示す率計上の考え方にに基づき算出するものとする。

22-16-2 用語の定義

共通仕様書1-2「用語の定義」に次を追加する。

（30）「契約参考図書」とは、率計上工事に関する事項に係る率計上対象項目及びそれらの概算数量を示したもので参考図として取扱うものとする。

22-16-3 種別

率計上工事に関する事項の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
率計上工事に関する事項A	単価表の番号（1から48）の金額の合計に6%を乗じた金額相当の率計上工事をいう

率計上工事に関する事項B ※1	単価表の番号（51から62）の金額の合計に10%を乗じた金額相当の率計上工事を行う
--------------------	---

※1 桁等の製作費の対象とする。

22-16-4 当初契約金額

当初契約における率計上の算出に用いる単価表の項目及び率は、本特記仕様書22-16-3「種別」に示す単価表の項目の区分内容に従って算出し、一式計上するものとする。金額の記載にあたっては、有効数字5桁とし、有効数字6桁目を切り捨てとする。また、10百万円未満の場合は、千円単位とし、千円未満の額については切り捨てとする。

22-16-5 契約変更について

契約締結後、率計上工事に関する事項に係る施工に必要な率計上対象項目及び数量については、契約参考図書及び現地照査に基づき契約内容が確定した段階で契約書第19条に基づき変更を行うものとし、新単価を定めるものとする。

なお、新単価算出にあたっては、率計上工事に関する事項の単価表の項目の契約金額を上限とせずに契約変更を行うものとする。

22-16-6 数量の検測

率計上工事に関する事項の検測は、設計数量（式）で行うものとする。

22-16-7 支払

率計上工事に関する事項の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1式当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には契約参考図書に基づき行う本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（3）	率計上工事に関する事項A	式
	率計上工事に関する事項B	式

22-17 割掛対象表の項目に示す工事の内容

割掛対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書第1章「表1-3割掛対象表の項目に示す工事の内容」による他、次のとおりとする。

【共通仮設費】

割掛対象表の項目名称	工事の内容
工事用機械分解組立費A	馬藩沢橋上部工の架設に使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。
工事用機械分解組立費B	宇多川橋上部工の架設に使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。

工事用機械分解組立費 C	かやぐらばし上部工の架設に使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。
仮設材運搬費 A	仮設材等（支保工材）の運搬に要する費用をいう。
鉄筋位置調査工	転落防止網設置に伴う既設構造物の鉄筋位置調査に要する費用をいう。

【準備工費】

割掛対象表の項目名称	工事の内容
敷鉄板費（敷鉄板 5 × 2 0 × 2 2）	宇多川の仮締切内に設置される敷鉄板に要する費用をいう。

【雑工事費】

割掛対象表の項目名称	工事の内容
シーリング材	下フランジの鋼材と橋脚天端のコンクリートとの接触面に充填するシーリング材の費用をいう。

2 3. 補足事項

2 3 - 1 設計図書の変更及び追加について

下記に示す事項については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性がある。受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員が指示した場合、速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者とで協議して定めるものとする。

- （１） 詳細設計の完了に伴う、架設後一時的交通解放のための仮固定設備の追加
- （２） 工事用道路の撤去および復旧の追加
- （３） 宇多川橋非出水期に施工完了しないことによる架設位置の変更に伴うヤード整備の追加

2 3 - 2 工事記録の作成及び提出について

（１） 共通仕様書 1 - 5 1 - 2 「工事記録情報」に規定する工事記録作成要領は、令和 8 年 7 月版とする。

（２） 受注者は、工事記録収集システムへデータ入力完了後、「工事記録情報 完了届（様式 - 9）」をしゅん功届提出予定の 2 週間程度前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査の結果の通知を受けるものとする。

（３） 工事記録収集システムに関する問合せは、東日本高速道路㈱東北支社に常駐する「保全情報管理員」とし、氏名等については別途監督員より通知する。

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

間接工事費計画書の提出について

(工事名) 常磐自動車道 馬藩沢橋他 2 橋 (鋼上部工) 工事

標記工事について、特記仕様書「○. 間接工事費の変更」に基づき下記のとおり提出します。

記

【間接工事費計画書】				
費目		費用	内容	計上額（円）
共通仮設費	営繕費	借上費	現地事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者輸送費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給	
	小計			
合計				

以 上

年 月 日

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

間接工事費増加費用の負担額に関する協議書

(工事名) 常磐自動車道 馬藩沢橋他 2 橋 (鋼上部工) 工事

標記工事について、特記仕様書「○. 間接工事費の変更」に基づき下記のとおり協議します。

記

1. 契約締結年月日 年 月 日

2. 契約番号 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

3. 工 期

1) 当初工期	自)	年	月	日
	至)	年	月	日
2) 変更工期	自)	年	月	日
	至)	年	月	日

4. 協議額

¥ 円

(増加費用に係る一般管理費等を含まない)

5. 協議額内訳

別添「変更間接工事費計画書」のとおり

以 上

変更間接工事費計画書

(工事名) 常磐自動車道 馬藩沢橋他2橋(鋼上部工)工事

(円)

費目		費用	内容	当初計上額	変更計上額	差額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者輸送費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小計					
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

※実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を合わせて提出すること。

年 月 日

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

間接工事費増加費用の負担額同意書

(工事名) 常磐自動車道 馬藩沢橋他 2 橋 (鋼上部工) 工事

年 月 日付けで協議のありました間接工事費増加費用の負担額については同意します。

以 上

カーボンニュートラル施工計画書

工事名	常磐自動車道 馬藩沢橋他2橋（鋼上部工）工事
受注者名	
提案項目	例）バイオ燃料対応機械の活用

1. 提案内容

例）●●の施工に使用する○○（機械名等）にバイオ燃料対応機械を活用する

2. 取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)

例）バイオ燃料対応機械は通常建設機械に比して燃費■■■L/hの削減が見込まれる。（根拠はパンフレットを参照）

バイオ燃料対応機械の当該現場での総稼働時間数は▲▲hである。

削減されるCO2排出量(t)＝■■■L/h×▲▲h×単位発熱量(GJ/kL)×CO2排出係数(t/GJ)

＝★★★t

※提案項目毎に概算CO2排出量の根拠（パンフレット等）を添付又は記載した本施工計画書を作成し、監督員宛に提出すること。

※「取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)」は、契約上、受注者を拘束するものではない。

（注）Kcube2による提出とする。

カーボンニュートラル施工計画書

工 事 名	常磐自動車道 馬落沢橋他 2 橋（鋼上部工）工事
受注者名	
競争参加資格申請時に実施するとして取り組み	例）バイオ燃料対応機械の活用

1. 提案内容

例）●●の施工に使用する○○（機械名等）にバイオ燃料対応機械を活用する

2. 取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)

例）バイオ燃料対応機械は通常建設機械に比して燃費■■■L/hの削減が見込まれる。（根拠はパンフレットを参照）

バイオ燃料対応機械の当該現場での総稼働時間数は▲▲hである。

削減されるCO2排出量(t) = ■■■L/h × ▲▲h × 単位発熱量(GJ/kL) × CO2排出係数(t/GJ)

= ★★t

※提案項目毎に概算CO2排出量の根拠（パンフレット等）を添付又は記載した本施工計画書を作成し、監督員宛に提出すること。

※「取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)」は、契約上、受注者を拘束するものではない。

（注）Kcube2による提出とする。

[illegible]

令和 年 月分工事履行報告

(工事名) 常磐自動車道 馬藩沢橋他 2 橋 (鋼上部工)
受 注 者 ○○株式会社
現 場 代 理 人 ○○ ○○
契 約 金 額

工期 自) 年 月 日 (○○○日間)
至) 年 月 日

項目	設計数量	契約金額	換算率 (%)	累計 出来高 (%)	前月 出来高 (%)	今月 出来高 (%)	摘要
準備工							
○○工							
○○工							
○○工							
○○工							
雑工							
後片づけ							
全体							

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

工事記録情報 完了届

下記の工事件名について工事記録情報の作成が完了致しましたので提出致します。

発注者名		東日本高速道路(株) 東北支社	
工事件名		常磐自動車道 馬藩沢橋他2橋（鋼上部工）工事	
No.	工種名	工事情報（テーブル名）	数量

※発注時より工事内容に変更が生じる場合は、変更特記仕様書や変更数量表を添付する。

様式第〇号

令和 年 月 日

監督員

_____ 殿

受注者

現場代理人

施工確認願（車両後退時の通信方法）

（工事名） _____ 常磐自動車道 馬藩沢橋他2橋（鋼上部工）工事

標記工事について、車両後退時の通信方法について定めたので、確認下さいますようお願いいたします。

記

1. 使用する通信機器	
項目	数量
☐ 携帯型無線機（トランシーバー）	
☐ 携帯型無線機（イヤホンマイク等を装着したハンズフリー型）	
☐ その他（ ）	
2. 通信体制（役割及び通信関係）	
3. 通信不能時の対応	
4. その他	
上記1～3以外の工事用車両後退時における安全対策については、別紙のとおり	
【別紙に、各現場での安全対策を記載すること】	

以 上

（注1）該当する項目の□にレマークを記入すること。
（注2）使用する通信機器のカタログ等を添付すること。
（注3）Kcube2 による提出とする。

常磐自動車道 馬藩沢橋他２橋（鋼上部工）工事 三者協議会協定書(案)
(工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議)

常磐自動車道 馬藩沢橋他２橋（鋼上部工）工事（以下「当該工事」という。）の施行にあたり、東日本高速道路㈱東北支社いわき工事事務所長（以下「発注者」という。）と〇〇建設㈱（以下「施工者」という。）及び〇〇コンサルタント（以下「設計者」という。）は、次のとおり当該工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）を実施するため三者協議会協定書（以下「協定書」という。）を以下のとおり締結する。

(総 則)

第１条 発注者、施工者及び設計者は、当該工事の設計の理念及び意図に関わる理解を深め工事の品質をより向上させ、適切な工事目的物の完成に資するよう協同して技術情報の確認及び交換に努めるものとする。

(構 成)

第２条 三者協議会は、発注者、施工者及び設計者により構成するものとし、以下の構成員により行うことを基本として各々が構成員を定め、発注者を取りまとめの上、各者に通知するものとする。

１）発注者

発注者、当該工事の監督員、主任補助監督員及び補助監督員を主体とする関係者

２）施工者

当該工事の現場代理人、監理（主任）技術者及び担当技術者を主体とする関係者

３）設計者

当該工事に係る設計を担当した管理技術者及び担当技術者を主体とする関係者、ただし、設計を担当した者の参加が困難な場合は、当該設計を説明できる者

(三者協議会の開催)

第３条 三者協議会は、下記の場合に発注者が必要の都度開催するものとし、開催に係る調整及び事務を行う事務局を東日本高速道路㈱いわき工事事務所に置き〇〇課を連絡窓口とする。

また、施工者及び設計者は、発注者からの開催に係る調整に積極的に協力するものとし、予め、それぞれ連絡先を事務局に届け出るものとする。

１）施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更の判断を要する場合

２）第４条第１項に示す三者協議会の確認事項等に関わる疑問や施工改善提案等について、施工者若しくは設計者から発注者に申出があり、発注者が開催を必要と認めた場合

２ 発注者は、三者協議会の開催に先立ち、施工者及び設計者に対し、開催日、開催場所を通知するものとする。

(三者協議会の確認事項等)

第４条 三者協議会における当該工事の設計に関する技術情報の確認及び交換は、以下の事項について行うものとする。

１）〇〇〇橋の下部工設計及びＰ〇橋脚の掘削斜面安定対策

２）〇〇トンネルの坑口部斜面補強対策工の設計

3) ……

- 2 施工者は、現地状況の変更の現況資料を事前にまとめた上で発注者に三者協議会開催日の●●日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 3 発注者は、前項により提出された現地状況の変更の現況資料を設計者に送付し、変更に伴う検討事項を通知し、三者協議会において説明を要請するものとする。
- 4 施工者若しくは設計者は、三者協議会における質問事項等が予め明らかな場合は、事前に質問事項等をまとめた上で発注者に三者協議会開催日の10日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 5 発注者は、前項により、施工者若しくは設計者に了解した質問事項等について、施工者若しくは設計者にその旨を三者協議会開催日の7日前までに通知するものとする。

(三者協議会の費用負担)

- 第5条 三者協議会の開催に要する費用のうち、発注者の要請により三者協議会に出席した設計者が要する費用及び会議運営に要する費用は、発注者が負担するものとし、それ以外の発注者及び施工者が要する費用については、それぞれ発注者及び施工者が負担するものとする。
- 2 発注者は、三者協議会の開催の都度、設計者に、設計者の三者協議会の出席に要する費用について、内訳構成が判る見積書の提出を要請するものとする。
 - 3 設計者は、三者協議会の出席要請を受けた都度、必要となる準備資料費、人件費、交通費及び一般管理費等の諸経費の費用に係る内訳構成が判る見積書を発注者に提出するものとする。
 - 4 発注者は、設計者から提出を受けた見積書の内訳及び設計者の三者協議会の出席状況を確認した上で、設計者からの支払請求に基づき、設計者の三者協議会の出席に要する費用について支払請求から30日以内に支払うものとする。

(三者協議会の成果の取扱い)

- 第6条 三者協議会の開催による技術情報の確認若しくは交換の有無に拘わらず、工事成果に関わる責任は、発注者と施工者が締結している工事請負契約の各条項に拠るものとする。
- 2 施工途中における予期し得ない現地状況の変更等により、原設計の変更の必要性を検討する場合に開催する三者協議会において、設計者が求められた技術的所見の責任は、設計者が知りうる条件の範囲に限って設計者が負うものとする。
なお、この場合における設計変更の実施の判断は、発注者が行うものとする。
 - 3 原設計における瑕疵が明らかになった場合は、原設計に関わる請負契約書の各条項に拠り対処するものとする。
 - 4 設計を再考する必要等、新たな対応を要することが生じた場合は、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して対処するものとする。

(設計変更の対応)

- 第7条 当該工事の施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更が必要な場合には、発注者は、設計者にその変更設計業務の実施を申し込む場合がある。
- 2 前項により設計者が、設計業務を実施する場合は、別途、発注者と契約を締結するものとする。

(協定書の有効期限)

- 第8条 本協定書の有効期限は、当該工事の工期末までとする。

(請負契約書条項との優先順位)

第9条 本協定書の各条項と東日本高速道路㈱と施工者が締結した工事請負契約書（以下「工事請負契約書」という。）または東日本高速道路㈱と設計者が締結した調査等請負契約書（以下「調査等請負契約書」という。）の各条項において相違がある場合には、工事請負契約書または調査等請負契約書の各条項が優先するものとする。

(その他)

第10条 この協定書に定めのない事項については、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して定めるものとする。

本協定の証として本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和00年00月00日

発注者
施工者
設計者